

京都市告示第220号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年 8月22日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大原野28号線	西京区大原野石見町527番地の2地先内	旧	メートル 38.20	メートル 1.90 ~ 2.50
		新	38.20	3.10 ~ 6.20
日野経38号線	伏見区日野田頼町76番地の6地先から 同町76番地の2地先まで	旧	18.80	0.90
		新	18.80	6.00 ~ 7.40
日野緯31号線	伏見区日野野色町71番地の2地先から 同町71番地の4地先まで	旧	44.70	0.90 ~ 2.38
		新	44.70	3.19 ~ 3.29

(建設局土木管理部道路明示課)